

## 函館市アスベスト対策支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、建築物の所有者等が行うアスベスト含有の有無に係る調査に要する費用について補助金を交付することにより、建築物に吹き付けられたアスベストの飛散防止対策を促進し、もってアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条に規定する石綿等をいう。
- (2) アスベスト含有調査 建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査をいう。
- (3) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。

### (補助対象建築物)

第3条 補助の対象とする建築物は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する建築物で吹付けアスベスト等が露出して施工されているおそれがあるものであること。
- (2) 同一敷地内に存する他の建築物について、この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、所有者が異なる建築物または他の区分所有者が所有する部分についてはこの限りでない。

### (補助対象者)

第4条 補助対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

- (1) 次に掲げる者であること。
  - ア 補助対象建築物の所有者

イ 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者（調査箇所が自ら所有する専有部分である場合に限る。ただし、共用部分について他の区分所有者の合意を得て行う場合はこの限りでない。）

ウ 建物の区分所有等に関する法律第47条第1項に規定する法人または同法第3条もしくは第65条に規定する団体の代表者

(2) 市税の滞納がない者であること

#### （アスベスト含有調査の方法）

第5条 アスベスト含有調査は、原則としてJIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」によるものとする。

#### （補助金の額）

第6条 補助金の額は、アスベスト含有調査に要する費用（消費税相当額を除く。）の額以内の額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とし、25万円を限度とする。

#### （補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) アスベスト含有調査を行おうとする建築物（以下「調査建築物」という。）の位置図、配置図および調査箇所等を示した平面図

(2) 調査建築物の吹付け建材の現況写真

(3) 調査建築物の所有者を確認できる書類

(4) 申請者が管理組合法人等である場合は、その旨を確認できる書類

(5) 調査箇所が区分所有建物の共用部分である場合は、区分所有者の合意がある旨を確認できる書類

(6) 申請者の市税の納税証明書

(7) アスベスト含有調査に要する費用の見積書

(8) その他市長が必要と認める書類

#### （補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係

る書類の内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の審査により補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により速やかに申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、補助金交付について条件を付し、または補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 4 市長は、第1項の審査により補助金を交付することが適当でないと認めるときは、補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

（着手）

第9条 申請者は、前条第2項の補助金交付決定通知を受ける前にアスベスト含有調査の契約をしてはならない。

- 2 前条第2項により補助金交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、アスベスト含有調査に着手したときは、速やかに着手届出書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1) アスベスト含有調査に係る請負契約書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（申請の取り下げ）

第10条 申請者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、補助金交付申請取下げ届（別記第5号様式）により市長に届け出なければならない。

- 2 交付決定者から前項の規定により届け出があったときは、補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（事業の変更）

第11条 交付決定者は、アスベスト含有調査に係る事業の内容またはアスベスト含有調査に要する費用の額の変更をしようとするときは、変更申請書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請

しなければならない。

(1) アスベスト含有調査に要する費用の額が変更になる場合においては、見積書

(2) 変更内容を審査できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類  
(事業の変更承認)

第12条 市長は、交付決定者から前条の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付決定額が変更する場合は変更承認・補助金交付決定変更通知書（別記第7号様式）により、補助金の交付決定額に変更を生じない事業内容の変更を承認する場合は変更承認通知書（別記第8号様式）により、交付決定者にそれぞれ通知するものとする。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、アスベスト含有調査が完了したときは、速やかに実績報告書（別記第9号様式）に次の書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) アスベスト含有調査結果を示す書類の写し

(2) アスベスト含有調査に要した費用の支払いを証する領収書の写し  
または請求書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、アスベスト含有調査の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記第10号様式）により速やかに交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、アスベスト含有調査の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な是正措置を命じ、是正の措置がなされたことを確認した後、前項に規定する補助金の額の確定および通知をするものとする。

(補助金の交付)

第15条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号の一に該当するときには、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき

(2) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他この要綱またはこれに基づく市長の措置に違反したとき

(3) 虚偽その他不正な手段等により補助金の交付決定を受けたとき

(4) その他市長が特に必要と認める事由が生じたとき

(補助金の返還)

第17条 補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(理由の提示)

第18条 市長は、第14条第2項による命令または第16条の規定により補助金の交付の決定の取消しをするときは、交付決定者に対してその理由を示すものとする。

(関係書類の整備)

第19条 補助金の交付を受けた者は、この事業に関する書類を事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）の定めるところによる。

2 市長は、この要綱の施行に必要な事項について別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成22年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。